ハ　製造仕様の概要を記載した書類
ニ　作業計画を記載した書類
ホ　当該特定船舶の使用計画を記載した書類
ヘ　当該特定船舶の建造に係る契約書の写し

3　第一項の場合において、法第三十九条の二十一の規定により法第三十九条の十二及び第三十九条の十三の規定のうち第四十二条の九第三項の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類（前項に規定する書類を除く。）をそれぞれ添付するものとする。

4　国土交通大臣は、申請者に対し、前三項に規定する書類のほか、特定船舶導入計画が法第三十九条の二十第四項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

（準用規定）

第四十二条の十六　第四十二条の十から第四十二条の十三までの規定は、特定船舶導入計画について準用する。この場合において、第四十二条の十中「第三十九条の十一第二項第五号」とあるのは「第三十九条の二十第二項第五号」と、第四十二条の十一第一項中「第三十九条の十一第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第三十九条の二十第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）」と、同条第二項中「第十五号様式」とあるのは「第十九号様式」と、「第四十二条の九第一項」とあるのは「第四十二条の十五第一項」と、第四十二条の十二第一項中「第三十九条の十一第五項」とあるのは「第三十九条の二十第五項」と、「第十六号様式」とあるのは「第二十号様式」と、同条第二項中「第四十二条の九第二項各号」とあるのは「第四十二条の十五第二項各号」と、同条第三項中「第四十二条の九第三項」とあるのは「第四十二条の十五第三項及び第四項」と、「第一項」とあるのは「第四十二条の十六において準用する第一項」と、第四十二条の十三中「第三十九条の十八」とあるのは「第三十九条の三十五」と、「第十七号様式」とあるのは「第二十一号様式」と、「認定先進船舶導入等計画」とあるのは「認定特定船舶導入計画」と読み替えるものとする。

（日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体と密接な関係を有する者）

第四十二条の十七　法第四十二条第五項の規定により読み替えて適用する法第三十九条の十九第二項第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する者は、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体の子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。）とする。

第八章　湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業

第四十二条の十八　（略）

第九章　国際船舶の譲渡等

第十章　雑則

（職権の委任）

第四十八条　海上運送法施行令（次条において「令」という。）第四条第一項各号に掲げる職権（同条第三項に規定する職権を除く。）を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一～五　（略）

第四十九条　令第四条第三項の国土交通省令で定める運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所は、特定運輸支局等とする。

2　令第四条第三項に規定する職権を行う特定運輸支局等の長は、船舶の所在地を管轄する特定運輸支局等の長とする。

（新設）

第七章　湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業

第四十二条の十四　（略）

第八章　国際船舶の譲渡等

第九章　雑則

（職権の委任）

第四十八条　海上運送法施行令（以下この条及び次条において「令」という。）第一項各号に掲げる職権（令第三項に規定する職権を除く。）を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一～五　（略）

第四十九条　令第三項の国土交通省令で定める運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所は、特定運輸支局等とする。

2　令第三項に規定する職権を行う特定運輸支局等の長は、船舶の所在地を管轄する特定運輸支局等の長とする。